

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）

農林水産事務次官依命通知

制 定	平成 27 年 4 月 15 日付け 27 食第 10 号
一部改正	平成 27 年 5 月 7 日付け 27 食第 31 号
一部改正	平成 27 年 10 月 1 日付け 27 文第 210 号
一部改正	平成 27 年 10 月 9 日付け 27 文第 240 号
一部改正	平成 29 年 3 月 30 日付け 28 文第 284 号
一部改正	平成 30 年 1 月 31 日付け 29 文第 215 号
一部改正	平成 30 年 3 月 30 日付け 29 文第 254 号
一部改正	令和 2 年 3 月 31 日付け元文第 207 号
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日付け 2 地第 359 号
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日付け 3 地第 366 号
一部改正	令和 5 年 3 月 31 日付け 4 地第 327 号

（通則）

第1 福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号。以下「制度要綱」という。）第 2 に基づく福島再生加速化交付金のうち、農林水産大臣を福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け、府政防第 218 号・復本第 270 号・25 文科政第 90 号・厚生労働省発会 0228 第 4 号・25 食第 199 号・20140226 財地第 2 号・国官会第 2893 号・原規監発第 14022610 号。以下「実施要綱」という。）第 4 の 3 に規定する交付担当大臣（以下「交付担当大臣」という。）とするもの（実施要領第 11 の 1 に規定する基金に限る（以下「交付金」という。）。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）その他の法令、制度要綱、実施要綱及び関連通知の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

ただし、基金の管理運営に関する事項については、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金管理運営要領（平成 27 年 4 月 15 日付け復本第 622 号・27 文科政第 19 号・厚生労働省発会 0415 第 3 号・27 食第 9 号・20150413 財地第 12 号・国官会第 120 号。以下「基金管理運営要領」という。）に定めるところによる。

（交付の目的）

第2 交付金は、福島県又は実施要綱第3に規定する帰還・移住等環境整備事業計画（以下「帰還・移住等環境整備事業計画」という。）の作成の対象となる地域をその区域に含む市町村（以下「福島県又は市町村」という。）に基金を造成し、当該基金を活用することにより、実施要綱第3に規定する帰還・移住等環境整備事業等（以下「帰還・移住等環境整備事業等」という。）を実施することを目的とする。

（交付先及び交付期間）

第3 交付金は、福島県又は市町村の長に対し、その申請に基づいて交付するものとする。

交付金を交付する期間は、帰還・移住等環境整備事業計画に記載された計画期間とする。

（交付対象事業）

第4 交付金は、帰還・移住等環境整備事業等を実施するための基金（以下「帰還・移住等環境整備交付金基金」という。）を造成する事業（以下「基金造成事業」）を交付の対象とする。

（帰還・移住等環境整備事業等の内容）

第5 帰還・移住等環境整備事業等は、実施要綱第5の1に規定する基幹事業のうち次に掲げる事業及び実施要綱第5の2に規定する効果促進事業等とする。

- （1）農山村地域復興基盤総合整備事業
- （2）農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業
- （3）農業基盤整備促進事業
- （4）被災地域農業復興総合支援事業
- （5）農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
- （6）木質バイオマス施設等緊急整備事業

2 交付の対象経費及び基本国費率は、別表に掲げるとおりとする。

3 基幹事業の内容、基幹事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）及び基幹事業の実施要件並びに実施要綱別表2の規定に基づき定める対象地域に関する事項は、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（農林水産省）（平成26年2月28日付け25食第200号。以下「交付要綱」という。）の事業ごとに定める別添1から別添6までを準用するものとする。

（交付額）

第6 農林水産大臣は、実施要綱第8により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、次項の交付金の交付額の範囲内で、基金造成事業に要

する費用を福島県又は市町村に交付するものとする。

- 2 交付金の交付額は、実施要綱第7により福島県又は市町村に通知された帰還・移住等環境整備事業等ごとの交付可能額を限度とし、次に掲げる式により算出した額とする。

$$\text{交付額} = A + B$$

$$(1) A = \sum_{i=1}^l (A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \times \alpha_i - a_i}{2})$$

A : 当該年度における基幹事業の交付額の総額

A_i : 基幹事業 i の当該年度の交付対象事業費

α_i : 別表に定める基幹事業 i の基本国費率

a_i : 基幹事業 i の当該年度の交付対象事業費のうち国及び特定地方公共団体以外の者（民間事業者等）が負担する額

l : 基幹事業 i の事業数

$$(2) B = \sum_{k=1}^n (B_k \times \beta)$$

B : 当該年度における効果促進事業等の交付額の総額

B_k : 効果促進事業等 k の当該年度の交付対象事業費

β : 効果促進事業等の基本国費率（0.8）

n : 効果促進事業等の事業数

（事前着手）

第7 福島県又は市町村は、実施要綱第11の4の（1）又は（2）の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第1号の交付決定前着手申請書を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、審査の上、交付決定前に事業着手する必要があると認めたときは、速やかに承認を行い、内閣総理大臣を経由して福島県又は市町村に通知するものとする。

（交付申請）

第8 交付金に係る適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第2号のとおりとし、福島県又は市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、実施要件の確認等に必要の関係書類を添えて、実施要綱第7の規定による交付可能額の通

知において指定された期日までに、内閣総理大臣を経由して東北農政局長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する関係書類は、事業ごとに交付要綱別添 1 から別添 6 までに定めるものとする。
- 3 東北農政局長は、第 1 項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に交付決定を依頼するものとする。
- 4 福島県又は市町村は、第 1 項に規定する書類を提出するに当たって、各事業実施主体について帰還・移住等環境整備事業等に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付対象事業費に占める交付額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付決定の通知）

- 第 9 農林水産大臣は、第 8 の規定により福島県又は市町村から書類の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、東北農政局長に通知し、東北農政局長は、これを内閣総理大臣を経由して福島県又は市町村に通知するものとする。

（交付の条件）

- 第 10 帰還・移住等環境整備交付金基金は、交付金の交付を受けて、新たに造成するものとする。また、交付金の追加交付を受けた場合には、同一の基金に積み増すものとする。
- 2 帰還・移住等環境整備交付金基金は、他の交付担当大臣の交付に係るものと別に整理するものとする。
- 3 帰還・移住等環境整備交付金基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、第 2 の目的に反して、取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
- 4 帰還・移住等環境整備交付金基金は、元本割れを起こさない方法で運用し、かつ運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れることとする。
- 5 福島県又は市町村は、基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 6 福島県又は市町村は、帰還・移住等環境整備交付金基金の額が帰還・移住等環境整備交付金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めた場合又は農林水産大臣が定めた基金の廃止の時期

が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(交付申請の変更)

第 11 福島県又は市町村は、交付規則第 3 条第 1 号イ又はロの規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第 3 号の変更承認申請書に変更内容の確認等に必要な関係書類を添えて、内閣総理大臣を経由して東北農政局長に提出しなければならない。

2 東北農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に変更承認の依頼をするものとする。

(変更の承認)

第 12 農林水産大臣は、第 11 の規定により福島県又は市町村から書類の提出があったときは、審査の上、変更すべきと認めたときは速やかに変更の交付決定を行い、東北農政局長に通知し、東北農政局長は、これを内閣総理大臣を経由して福島県又は市町村に通知するものとする。

(軽微な変更)

第 13 交付規則第 3 条第 1 号イ又はロの規定により農林水産大臣が定める軽微な変更は、交付可能額の増加、事業実施主体の変更及び帰還・移住等環境整備事業計画に位置付けられていない交付対象事業の新設以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 14 福島県又は市町村は、基金造成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は基金造成事業の遂行が困難となった場合は、交付規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、基金造成事業が予定の期間内に完了しない理由又は基金造成事業の遂行が困難となった理由及び基金造成事業の遂行状況を記載した書類を内閣総理大臣を経由して東北農政局長に提出しなければならない。

2 東北農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に指示内容の依頼をするものとする。

(交付申請の取下げ)

第 15 福島県又は市町村は、適正化法第 9 条第 1 項及び交付規則第 4 条の規定により申請を取り下げようとする場合には、交付決定の通知の日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を東北農政局長に提出しなければならない。

2 東北農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に申請の取下げの報告をするものとする。

(交付金の支払)

第 16 福島県又は市町村は、第 9 の規定による交付決定の通知を受けた後、交付金の支払いを受けようとするときは、別記様式第 4 号による請求書を東北農政局長に提出しなければならない。

2 東北農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に提出するものとする。

(基金造成の実績報告)

第 17 交付規則第 6 条第 1 項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第 5 号のとおりとし、福島県又は市町村は、基金造成事業が完了した日から起算して 1 月を経過した日又は交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに内閣総理大臣を経由して東北農政局長に提出しなければならない。

2 東北農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第 18 農林水産大臣は、第 17 第 1 項の規定による書類の提出を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金造成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、東北農政局長に通知することとし、東北農政局長は、これを内閣総理大臣を経由して福島県又は市町村に通知するものとする。

2 農林水産大臣は、福島県又は市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から 20 日（福島県又は市町村が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期間により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内の納付がない場合は、農林水産大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 19 農林水産大臣は、第 10 第 5 項の基金造成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更をすることができる。

(1) 福島県又は市町村が、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付規則、制度要綱、実施要綱、基金管理運営要領、関連通知又はこの

要綱の規定に基づく農林水産大臣の処分又は指示に違反した場合

(2) 福島県又は市町村が、この要綱に基づき交付した交付金を基金造成事業以外の用途に使用した場合

(3) 福島県又は市町村が、基金造成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 農林水産大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 農林水産大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、返還に係る金額に対して、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定（括弧書を除く。）を準用するものとする。

（帰還・移住等環境整備事業等の状況報告）

第20 福島県又は市町村は、当該年度に実施した帰還・移住等環境整備事業等について、別記様式第6号による状況報告を作成し、毎年度終了後6月20日までに内閣総理大臣を経由して東北農政局長に提出しなければならない。

2 東北農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

3 農林水産大臣は、第1項の規定による提出を受けた帰還・移住等環境整備事業等の実施状況が低い水準に止まっている場合には、福島県又は市町村に対し、その理由を明らかにすることを求めるとともに改善の指導を行うものとする。

（帰還・移住等環境整備事業等の完了報告）

第21 福島県又は市町村は、次の第1号又は第2号に該当する場合は、その日から起算して70日を経過する日までの間に、第3号に該当する場合は速やかに、別記様式第7号による事業完了報告書を内閣総理大臣を経由して東北農政局長に提出しなければならない。

(1) 帰還・移住等環境整備事業等が全て完了した場合（中止又は廃止の承認を含む。）

(2) 令和7年度末を経過した場合

(3) 一部の帰還・移住等環境整備事業等の完了に伴い、交付金の残額が発生し、当該残額を継続中の他の事業に流用する可能性がない場合

- 2 東北農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に提出するものとする。
- 3 第8第4項ただし書により交付の申請をした福島県又は市町村は、第1項の書類を提出するに当たって、帰還・移住等環境整備事業に係る仕入に係る消費税相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減税して報告しなければならない。
- 4 第8第4項ただし書により交付の申請をした福島県又は市町村は、第1項の書類を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により帰還・移住等環境整備事業等に係る仕入に係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により速やかに内閣総理大臣を経由して東北農政局長に報告しなければならない。また、帰還・移住等環境整備事業等に係る仕入に係る消費税相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第1項の書類を提出した日の翌年の6月30日までに、別記様式第8号により、内閣総理大臣を経由して東北農政局長に報告しなければならない。
- 5 第1項又は前項の規定による書類の提出後、農林水産大臣から返還命令を受けた福島県又は市町村は、その金額を返還しなければならない。

（監督等）

第22 事業実施主体が福島県である場合にあっては国は福島県に対し、市町村が事業実施主体である場合にあっては国及び福島県は当該市町村に対し、福島県又は市町村が補助する者が事業実施主体である場合にあっては福島県又は市町村は当該事業実施主体に対し、それぞれその実施する帰還・移住等環境整備事業等に関し、適正化法その他の法令の施行のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する帰還・移住等環境整備事業等の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

（財産の管理等）

第23 福島県又は市町村は、帰還・移住等環境整備事業等（帰還・移住等環境整備事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 福島県又は市町村は、取得財産等の処分により収入があったときは、別記様式第9号による財産処分報告書を内閣総理大臣を経由して東北農政局

長に提出しなければならない。

- 4 東北農政局長は、前項の規定による提出を受けた場合、速やかに、農林水産大臣に提出するものとする。
- 5 第3項の規定による書類の提出後、農林水産大臣から納付命令を受けた福島県又は市町村は、その金額を納付しなければならない。
- 6 前項の交付金の納付期限は、当該納付命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、農林水産大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた延滞金を徴するものとする。

（財産の処分の制限）

- 第24 福島県及び市町村は、取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、東北農政局長（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設及び漁業集落環境整備施設にあっては、農林水産大臣）の承認を受けず、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。
 - 3 福島県及び市町村が第1項による承認を受けようとする場合の承認基準及び手続は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）を準用するものとし、福島県及び市町村は、内閣総理大臣を経由して手続を行うものとする。

（交付金の経理）

- 第25 福島県又は市町村は、交付金についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金の収入及び支出を記載し、常に交付金の収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 福島県又は市町村は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに毎年度分を整備保管し、交付対象事業の完了（第21第1項第3号による場合を含む。）又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 福島県又は市町村は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等について第24第1項に定める期間中、第1項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保

管しなければならない。

- 4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳、調書その他関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付金調書）

- 第26 福島県又は市町村は、交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（談合等不正行為の防止）

- 第27 事業実施主体は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）第45条の2（A）を例として、帰還・移住等環境整備事業等に係る工事等の請負契約及び委託施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、帰還・移住等環境整備事業等に係る工事等において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、「補助金等交付事務の取扱について」（令和3年2月26日付け2予第2034号農林水産大臣官房参事官（経理）通知）に準じて、速やかに必要な手続等を行うものとする。
- 3 地方公共団体以外の事業実施主体は、帰還・移住等環境整備事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、帰還・移住等環境整備事業等の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 4 事業実施主体は、契約をしようとする場合には、別記様式第12号による指名停止等に関する申立書の提出を当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加するための条件とするなどして、談合等の不正行為に関与した者を入札等に参加させないものとする。
- 5 事業実施主体は、帰還・移住等環境整備事業等に係る工事等の入札等に当たっては、入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第13号による事業実施年度（複数年の場合には初年度）の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出等を求め、関与が認められる場合には、当該者を競争入札等に参加させないことができる。
- 6 事業実施主体は、入札事務等の委託に当たっては、委託先から別記様式第14号による漏洩防止措置に係る申立書の提出等を求め、秘密情報の漏洩防止措置（工事等の積算価格等の秘密情報を指定するとともに、その管

理方法を定める内規を整備すること、関係職員に対して、秘密情報の管理方法等に関する研修を実施することなど）が適切に講じられているか確認するものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 5 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 7 日付け 27 食第 31 号）

この要綱は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日付け 27 文第 210 号）

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 9 日付け 27 文第 240 号）

この要綱は、平成 27 年 10 月 9 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 文第 284 号）

この要綱は、平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 31 日付け 29 文第 215 号）

この要綱は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 文第 254 号）

この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け元文第 207 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 地第 359 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 地第 366 号）
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 地第 327 号）
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5第2項関係）

事業区分	経費	基本国費率
農山村地域復興基盤総合整備事業	事業実施主体が別添1-1から別添1-18までの規定に基づいて行う事業に要する経費	別添1-1から別添1-18までに規定する基本国費率
農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業	（1）事業費 ① 別添2農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業の別表（以下「別添2の別表」という。）の（1）の生産基盤及び施設の整備に関する事業の実施に要する経費 ② 別添2の別表の（2）の生活環境施設の整備に関する事業の実施に要する経費 ③ 別添2の別表の（3）の地域間交流拠点の整備に関する事業の実施に要する経費 ④ 別添2の別表の（4）のその他省令で定める事業に関する事業の実施に要する経費 （2）附帯事務費 ① 都道府県附帯事務費 （1）の事業に係る事務であつて、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費 ② 市町村等附帯事務費 （1）の事業に係る事務であつて、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費	別添2の別表の（1）に掲げる事業の基本国費率 別添2の別表の（2）に掲げる事業の基本国費率 別添2の別表の（3）に掲げる事業の基本国費率 別添2の別表の（4）に掲げる事業の基本国費率 1/2 以内 1/2 以内
農業基盤整備促進事業	事業実施主体が別添3第2の規定に基づいて行う事業に要する以下の経費 （1）別添3第2の別表1の区分1の事業 ア 純工事費 イ 測量設計費 ウ 用地費及び補償費 エ 船舶機械器具費 オ 全体実施設計費 カ 換地費 キ 調査・調整費 ク 経理管理・指導費 （2）別添3第2の別表1の区分2の事業 事業種類の欄の（1）から（9）までの事業の実施に必要な経費	別添3第9に掲げる基本国費率 定額
被災地域農業復興総合支援事業	1 事業費 支援事業制度要綱に基づいて行う事業に要する経費 2 附帯事務費 （1）都道府県が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導管理等に要する経費 （2）市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務等に要する経費	1/2 以内 1/2 以内

農林水産関係試験研究 機関緊急整備事業	1 施設整備費 (1) 設計・管理費 (2) 本工事費 (3) 建物検査費 (4) 附帯工事費	1/2 以内
	2 設備整備費 (1) 試験研究用機械器具費 (2) 観測用機械器具費 (3) 調査用船舶費	1/2 以内
木質バイオマス施設等 緊急整備事業	事業実施主体が別添 6-1 から別添 6-4 までの規定に基づいて行う事業に要する経費	別添 6-1 から別添 6-4 までに規定する基本国費率

年 月 日

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金
交付決定前着手申請書

令和○年○月○日付け○○○で交付可能額通知を受けた福島県（○○市（町
村））帰還・移住等環境整備事業計画に基づく下記事業について、別記条件を了承
の上、交付金交付決定前に着手したいので申請します。

記

- 1 帰還・移住等環境整備事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 当該年度の事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

（注）実施要綱第11の4の（2）の規定に基づく交付可能額通知前の申請の場合
は、下線部を削除する。

別記条件

福島県又は市町村は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該帰還・移住等環境整備事業等に着手するものとする。

別記様式第2号（第8関係）

令和○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金
（農林水産省）交付申請書

番 号
年 月 日

（東北農政局長経由）

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）第8の規定に基づき、 円の交付を申請する。

記

- 1 交付金申請額 金 円
- 2 事業費及び経費内訳（様式1－1）
- 3 帰還・移住等環境整備事業等（各年度）（様式1－2）
- 4 帰還・移住等環境整備事業等個票（様式1－3）
- 5 帰還・移住等環境整備事業等（当該年度）（様式1－4）
- 6 帰還・移住等環境整備事業等工程表（様式1－5）
- 7 基金造成計画書（様式2）
- 8 歳入歳出予算（見込）書抄本（様式3）
- 9 福島県又は市町村の基金条例（又は基金条例(案)）
- 10 添付書類

※ 事業ごとに別添1から別添6までに定めるとおりとする。

(様式 1 - 1)

事業費及び経費内訳

(単位：円)

事業番号 (注 1)	事業名 (注 2)	地区名 施設名	本 年 度 費 本 事 業 費 (A) + (B) + (C) + (D)	経 費 内 訳				備 考 (注 3)
				交付額 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
合 計								

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表1の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)－(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるように記載する。

(注2)「事業名」は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「備考」は、年度間調整を行った場合には、その旨を記載する。

(注4)変更の場合は、変更前を上段()書き、変更後を下段に記載すること。

(様式1-2)

市(町村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等

基金設置の有無: 設置の時期:

令和 年 月 時点
(単位: 千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接		総交付対象 事業費 (注3)	各年度の交付対象事業費 (注4)												全体事業費 (注5)	全体事業 期間	備 考(注6)					
									平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度				令和7年度				
1								うち、福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者が負担する額を減じた額																～				
2																								～				
3																								～				
4																								～				
5	-	-	-																					～				
6	-	-	-																					～				
7	-	-	-																					～				
8	-	-	-																					～				
9	-	-	-																					～				
10	-	-	-																					～				
						合 計	前期 計画	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)				
						(うち市町村交付分)	前期 計画	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
						(うち県交付分)	前期 計画	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
						(うち地方公共団体の組合交付分)	前期 計画	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
						(うち基幹事業)	前期 計画	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
						(うち効果促進事業等)	前期 計画	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
県名		担当部署名(注7)		担当書記氏名(注7)												担当書記氏名(注7)		メールアドレス(注7)										
市町村名(注7)		電話番号(注7)																										
地方公共団体の組合名(注7)																												

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)ー(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)ー(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注3、4)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(注4)各年度の交付対象事業費(中段)のうち、様式1-4で提出された年度の値が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。

(注5)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注6)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注7)共同で作成する場合においては、「担当者氏名」等は共同で作成する福島県又は避難指示・解除区域市町村等の担当者を並べて記載する。

(様式 1 - 3)

福島県 (〇〇市 (町村)) 帰還・移住等環境整備事業計画
帰還・移住等環境整備事業等個票

令和〇年〇月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.		事業名		事業番号	
交付団体			事業実施主体 (直接/間接)		
総交付対象事業費		(千円)	全体事業費	(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
事業概要					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<令和〇年度>					
<令和〇年度>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-4)

市(町村) 帰還・移住等環境整備事業計画 令和 年度 帰還・移住等環境整備事業等

省庁名:

令和 年 月 時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は避難指示・ 解除区域市町村等以外 の者が負担する額を減 じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
1							1/3	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	<0>			
										<0>			
										<0>			
										<0>			
										<0>			
							合計額	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

県名		担当部局名		担当者氏名	
市町村名		電話番号		メールアドレス	
地方公共団体の組合名					

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)―(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)―(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)
(注4、5)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。
(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。
(注7)基金を造成して帰還・移住等環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載す

(様式1-5)

福島県(〇〇市(町村))福島再生加速化交付金事業実施計画 福島再生加速化交付金事業等工程表(令和〇〇年度)

令和〇年〇月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	No.	事業番号	事業名	事業実施主体	
項 目	令和〇〇年度				備 考
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
法定手続き・許認可等					
地域等の合意形成					
調査・測量・設計					
用地買収					
工事			 〇〇〇工事		 △△工事
その他(議会等)					

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)令和〇〇年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

様式 2

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

注1 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。

注2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利利率等を記載すること。

注3 合計額の備考欄に完了予定日を記載すること。この場合、完了予定日については、当該年度において、変更交付申請が行われなくなることが確定する予定の日を記入すること。現時点で判断できない場合には、3月31日とすること。

様式3

福島県(〇〇市(町村))の歳入歳出予算(見込)書抄本

(単位：円)

歳入		歳出		
事項	金額	事項	金額	備考
(款) 〇〇支出金		(款) 〇〇支出金		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)		
合 計		合 計		

別記様式第 3 号（第 11 関係）

令和○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金
（農林水産省）変更承認申請書

番 号
年 月 日

（東北農政局長経由）

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、事業費及び経費内訳等を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）第 11 の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更理由
- 2 事業費及び経費内訳（様式 1－1）
- 3 帰還・移住等環境整備事業等（各年度）（様式 1－2）
- 4 帰還・移住等環境整備事業等個票（様式 1－3）
- 5 帰還・移住等環境整備事業等（当該年度）（様式 1－4）
- 6 帰還・移住等環境整備事業等工程表（様式 1－5）
- 7 基金造成計画書（様式 2）
- 8 歳入歳出予算（見込）書抄本（様式 3）
- 9 添付書類

（注）記の 2 から 8 までの書類については、別記様式第 2 号に準じ、変更前後がわかるように記載すること。

なお、変更がない書類は省略すること。

別記様式第 4 号（第 16 関係）

令和○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金支払請求書

番 号
年 月 日

（東北農政局長経由）
農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、
福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）第 16 の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 支払請求額 金 円

2 請求金額の内訳

（単位：円）

経費区分	交付決定額①	既受領済額②	差引請求額①－②
福島再生加速化交付金			
合 計			

3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第 5 号（第 17 関係）

番 号
年 月 日

（東北農政局長経由）

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金 基金造成実績報告書

令和 年 月 日付け○○○発第○○号をもって交付決定通知のあった基金造成事業について、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）第 17 の規定により、下記のとおり報告する。

記

基金造成事業実施状況調書（様式 4）

様式 4

基金造成事業実施状況調書

1 基金保管実績 (単位：円)

基金の 保有区分	造成 年月日	年利率	年度当初 保管額 (A)	運用益 繰入額 (B)	年度内 支出額 (C)	年度末 保管額 (A + B - C)	備考
合計額							

(注) 初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績 (単位：円)

基金の 保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降(見込)	
合計額				

番 号
年 月 日

（東北農政局長経由）

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金に係る
基金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた事業について、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）第 20 の規定により下記のとおり報告する。

記

1 遂行状況報告

2 事業着手 令和 年 月 日

3 事業完了予定 令和 年 月 日

様式 5

事業遂行状況

令和 年 月 日現在

区 分	計 画		遂行状況		進捗率 (B) / (A) %	備 考
	事業費 (A) 円	交付額 円	事業費 (B) 円	交付額 円		
合 計						

番 号
年 月 日

（東北農政局長経由）

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金事業完了報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた事業について、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）第 21 第 1 項の規定により下記のとおり報告する。

記

1 事業費及び経費内訳等（様式 1－1）

予算額を上段（ ）書き、精算額を下段に記載すること。

なお、第 21 第 1 項第 3 号に該当する場合は、今回報告する事業についてのみを記載し、その他の継続中の事業については、完了後に報告すること。

2 基金造成事業実施状況調書（様式 4）

3 地区別検査調書等（様式 6）

4 事業完了日 令和 年 月 日

5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払い経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること

様式 6

1 地区別検査調書

地区名	事業実施 主体	実績報告 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備 考

2 残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備 考

別記様式第 8 号（第 21 第 4 項関係）

令和○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金（農林水産省）の
仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

（東北農政局長経由）

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、
福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）第 21 第 4
項の規定により、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 適正化法第 15 条の補助金（又は交付金）の額の確定額
（令和○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した
仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

番 号
年 月 日

（東北農政局長経由）
農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和○年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金（農林水産省）
に係る財産処分報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった事業により取得（又は効用の増加）した財産の処分により収入があったので、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）第23第3項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 処分の対象財産

- （1） 事業実施主体
- （2） 財産の名称、事業番号、事業名、所在、型式、数量
- （3） 事業費、交付額、交付率
- （4） 耐用年数（処分制限期間）、経過年数
- （5） 現況図面又は写真（添付）

2 処分区分、処分理由及び今後の利用方法

- （1） 処分区分
- （2） 処分理由
- （3） 今後の利用方法

3 収入金額 金 円

4 添付資料

※ 収入金額の根拠となる書類等を添付すること。

別記様式第 10 号（第 25 第 3 項関係）

財 産 管 理 台 帳

〇 〇 市

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度												
事業 区分	事業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容		
									交付金	都道府 県費	市町村 費	その他						
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	合 計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号 (第 26 関係)

令和〇〇年度

農林水産省所管

国			福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）（農林水産省）調書										備 考
			地 方 公 共 団 体 名										
			歳 入			歳 出							
事業名	交 付 決 定 の 額	交付率 (※)	科目	予算 現 額	収入 済 額	科目	予算 現 額	うち国庫補 助金相当額	支出 済 額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

(注) 交付対象事業費に占める交付額の割合

別記様式第 12 号（第 27 第 4 項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申し込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第 13 号（第 27 第 5 項関係）

不当事項として指摘された工事等への関係の有無及び経緯に係る申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申し込みに当たって、過去 1 年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない（又は関与していた）ことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していた場合は、以下の内容を記載すること。

- ①会計検査院の指摘事項の概要
- ②当該工事等における当社の役割について

別記様式第 14 号（第 27 第 6 項関係）

漏洩防止措置に係る申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿の委託する入札事務等に当たって、社内において以下の秘密情報の漏洩防止措置を講じていることを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

秘密情報の漏洩防止措置

- ・ ○ ○ ○ ○
- ・ ○ ○ ○ ○
- ・ ○ ○ ○ ○

（注）秘密情報の漏洩防止措置の具体的な内容を記載すること。

なお、漏洩防止措置の内規等があればそれを添付することでも可とする。